



愛媛県報

発行 愛媛県

平成31年2月8日金曜日 第3050号

◇ 目 次 ◇

農用地利用配分計画の認可.....	(農政課農地・担い手対策室).....	82
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知.....	(森林整備課).....	82
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	(砂防課).....	82
都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧.....	(都市計画課).....	83
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	(").....	83
道路の区域変更(県道伊予松山港線).....	(中予地方局管理課).....	83
道路の供用開始(").....	(").....	83
道路の供用開始(県道伊予松山港線).....	(").....	83
道路の区域変更(県道双岩停車場和泉線).....	(南予地方局八幡浜土木事務所).....	83
道路の供用開始(").....	(").....	84
道路の供用開始(一般国道378号)(3件).....	(南予地方局西予土木事務所).....	84

雑 報

裁決手続開始の決定の公告.....	(収用委員会事務局).....	85
-------------------	-----------------	----

告 示

○愛媛県告示第91号

平成31年1月7日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成31年2月8日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積(㎡)
株式会社 神野農園	愛媛県新居浜市	愛媛県新居浜市高田一丁目384番1	1,074
株式会社 百姓屋・藤田	愛媛県新居浜市	愛媛県新居浜市松神子三丁目55番1ほか8筆	8,625
孝野覚也	愛媛県南宇和郡愛南町	愛媛県南宇和郡愛南町僧都1436番1ほか3筆	5,957
奥嶋嘉治	愛媛県松山市	愛媛県松山市門田町722番3	2,723
農事組合法人 いのべにし	愛媛県西予市	愛媛県西予市宇和町伊延西94番ほか2筆	1,416

2 認可年月日

平成31年2月4日

○愛媛県告示第92号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成31年2月8日

愛媛県知事 中村時広

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西予市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
水源^{かん}の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第93号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市役所において縦覧に供する。

平成31年2月8日

愛媛県知事 中村時広

北裏

次に掲げる座標の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱7号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

座 標	標 柱
基準点とする大洲市柚木942番地内電子基準点大洲から224度14分13秒8.236584メートルの地点	1号

標柱 1号から242度43分25秒14.194メートルの地点	2号
標柱 2号から242度43分32秒99.923メートルの地点	3号
標柱 3号から322度22分14秒28.579メートルの地点	4号
標柱 4号から52度07分06秒100.753メートルの地点	5号
標柱 5号から52度07分07秒15.748メートルの地点	6号
標柱 6号から141度16分33秒28.183メートルの地点	7号

平成31年 2月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第95号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画地区計画の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成31年 2月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第94号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画第一種市街地再開発事業の決定に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

○愛媛県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 2月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町1408番1地先から 同町1464番1地先まで	旧	メートル 8.9～9.5	キロメートル 0.022	
			新	9.5～10.0	0.022	

○愛媛県告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 2月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町1408番1地先から 同町1464番1地先まで	平成31年 2月 8日

○愛媛県告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 2月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町323番8から 同町323番3まで	平成31年 2月 8日

○愛媛県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 2月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	双岩停車場和泉線	八幡浜市釜倉 1 番耕地423番 1 地先から 同市釜倉 3 番耕地161番 1 地先まで	旧	メートル 7.0～ 8.5	キロメートル 0.009	
		八幡浜市釜倉 1 番耕地422番 4 から 同市釜倉 1 番耕地423番 5 まで	新	7.0～10.0	0.009	

○愛媛県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 2月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	双岩停車場和泉線	八幡浜市釜倉 1 番耕地422番 4 から 同市釜倉 1 番耕地423番 5 まで	平成31年 2月 8日

○愛媛県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 2月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町皆江字トビガス131番16から 同町皆江字トビガス127番13まで	平成31年 2月 8日

○愛媛県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 2月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町皆江字トビガス127番13から 同町皆江字トビガス126番 9 まで	平成31年 2月 8日

○愛媛県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 2月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町皆江字トビガス126番 9 から 同町皆江字トビガス126番 8 まで	平成31年 2月 8日

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成31年1月30日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。
平成31年2月8日

愛媛県収用委員会
会長 高橋直人

1 起業者の名称

愛媛県

2 事業の種類

松山広域都市計画都市高速鉄道事業 四国旅客鉄道株式会社予讃線及び松山広域都市計画道路事業7・7・4松山駅北高架側道西線

3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (m)	実 測 (m)	収用しようとする土地の実測(m)	受 付 番 号			
愛媛県松山市朝美二丁目	1235番1	宅地	宅地	410.61	488.67	225.65				
							東京都国分寺市東元町二丁目18番29号 ボンテラブル215 山内 博子			